

児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案

右の議案を提出する。

令和三年一月二十二日

提出者

逢坂誠二

長妻昭

川内博史

重徳和彦

大河原雅子

岡本あき子

山川百合子

山井和則

宮本徹

西岡秀子

山川百合子

青柳陽一郎

賛成者

安住淳

阿久津幸彦

阿部知子

青柳陽一郎

青山大人

荒井聰

伊藤俊輔

池田真紀

石川香織

泉健太

稻富修二

今井雅人

生方幸夫 小熊慎司 大島敦 岡本充功 柿沢未途 奥野総一郎 大西健介 江田憲司 尾辻かな子 枝野幸男 小川淳也
照屋寛徳 津村啓介 末松義規 篠原豪 佐藤公治 後藤祐一 黒岩宇洋 菅直人 金子恵美 吉良州司 城井神谷 落合貴之 岡島一正 海江田万里 大串博志
中川正春 辻元清美 関健一郎 篠原孝 斎木武志 近藤和也 玄葉光一郎 吉良州司 城井神谷 落合貴之 岡島一正 海江田万里 大串博志
中島克仁 手塚仁雄 高木鍊太郎 下条みつ 櫻井周 近藤昭一 源馬謙太郎 城井神谷 落合貴之 岡島一正 海江田万里 大串博志
中谷一馬 寺田学 武内則男 白石洋一 階猛 佐々木隆博 小宮山泰子 菊田真紀子 亀井亜紀子 海江田万里 大串博志

浅野哲	高橋千鶴子	志位和夫	渡辺周	吉川元	山花郁夫	屋良朝博	森田俊和	道下大樹	松尾明弘	吉本伸一郎	原口一博	中村喜四郎
井上一徳	畠野君枝	清水忠史	赤嶺政賢	吉田統彦	山本和嘉子	山内康一	森山浩行	緑川貴士	松田功	堀越啓仁	日吉雄太	長尾秀樹
岸本周平	藤野保史	塩川鉄也	笠井亮	笠史	柚木道義	山岡達丸	矢上雅義	宮川伸	松平浩一	本多平直	平野博文	野田佳彦
高井崇志	本村伸子	田村貴昭	穀田恵二	早稻田夕季	横光克彦	山崎誠	谷田川元	村上史好	松原仁	牧義夫	長谷川嘉一	

玉木雄一郎
山尾志桜里

中山成彬

古川元久

前原誠司

児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、就業環境の変化、家庭における支出の増加等が生じ、児童の属する低所得者世帯に経済的な影響を与えている現状に鑑み、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の趣旨にのつとり、児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援を行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

2 この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分」とは、都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村から支給される給付金で、令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用におけるひとり親世帯臨時特別給付金事業に必要な経費に係るものを行う。

3 この法律において「児童の属する低所得者世帯」とは、次に掲げる世帯をいう。

一 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分の支給対象である世帯に相当する世帯

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する児童の属する世帯であつて、その世帯主及びその世帯に属する者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者に相当する者であるもの（前号に掲げる世帯を除く。）

（給付金の支給のための財政上の措置等）

第三条 政府は、令和三年一月及び三月に、それぞれ令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分と同様の給付金であつて児童の属する低所得者世帯を支給対象とするものの支給が行われるよう、必要な財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たつては、同項の給付金の支給が世帯の状況に応じて適切に行われるよう配慮するものとする。

（譲渡等の禁止）

第四条 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分又は前条第一項の規定により措置された給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分又は前条第一項の規定により措置された給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、令和三年四月以後においても新型コロナウィルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する低所得者世帯への経済的な影響が続いていると認められる場合には、児童の属する低所得者世帯に対する更なる給付金の支給について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による就業環境の変化が深刻であることに鑑み、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条第一号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第三十一条の十において準用する同号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の額の大幅な増額、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上のための職業訓練の充実等、児童の属する低所得者世帯への支援に係る施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、就業環境の変化、家庭における支出の増加等が生じ、児童の属する低所得者世帯に経済的な影響を与えていたる現状に鑑み、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨にのつとり、児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援を行うため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。